

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年12月7日 12時30分ごろ
発生場所	福岡県糸島市船越漁港 加布里港西防波堤灯台から真方位275° 1.6海里付近 (概位 北緯33° 33.1′ 東経130° 07.6′)
事故の概要	手漕ぎボート（船名なし）は、係留中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年12月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.7m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし 同乗者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期、水温 約18℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、右舷船首部及び右舷船尾部からそれぞれ係留索を1本伸ばして船越漁港内の養殖いかに係留し、操縦者が船尾部に、同乗者が船首部にそれぞれ置かれたクーラーボックスの上に腰を掛け、海面から舷縁までの高さが約20cmの状態、釣りを行っていた。</p> <p>同乗者は、自身の竿先を交換する目的で、立ち上がったところ、船体が左舷側に傾斜して船縁を越えて海水が流入し、左舷側に転覆した。</p> <p>固型式救命胴衣を着用していた操縦者及び同乗者は、落水し、養殖いかに上がって同乗者が携帯電話で海上保安庁に通報した後、水難救済会の所属船舶に救助され、本船とともに漁港に搬送された。</p>
分析	本船は、係留中、船首部にいた同乗者が立ち上がった際、重心が左舷側に偏ったことから、船体が左舷側に傾斜して船縁を越えて海水が流入し、滞留して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が係留中、船首部にいた同乗者が立ち上がった際、重心が左舷側に偏ったため、船体が左舷側に傾斜して船縁を越えて海水が流入し、滞留して転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手漕ぎボートは、傾きやすいので、乗船者は不用意に立ち上がり</li> </ul>

	ないこと。
--	-------